

「三重県リニア推進本部」設置要綱

(趣旨)

第1条 リニア中央新幹線が本県にもたらす効果を最大化し、リニア開業を見据えた地域づくりを進めることを目的に「三重県リニア推進本部」を設置する。

(基本取組)

第2条 三重県リニア推進本部は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について取り組むものとする。

- (1) リニア中央新幹線の建設促進に係る施策の立案及び推進に関すること。
- (2) リニア中央新幹線に係る諸課題の解決に向けた取組に関すること。
- (3) リニア中央新幹線を活用した地域づくりに関すること。
- (4) その他必要と認められる事項に関すること。

(組織)

第3条 三重県リニア推進本部は、本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長は、知事とし、本部会議を招集する。
- 3 本部員は、両副知事、政策企画部長、地域連携・交通部長、県土整備部長とし、検討の進捗をふまえて関係部局長の出席を求める。
- 4 三重県リニア推進本部の取組の企画調整を行うため、企画課長、広域交通・リニア推進課長、道路企画課長をメンバーとするWGを設置する。
- 5 三重県リニア推進本部の事務局は、地域連携・交通部広域交通・リニア推進課に置く。

(その他)

第4条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年2月8日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。